

## 第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）（案）の概要

### 1 計画を決定する目的

地球温暖化対策推進法により、地方公共団体は、「その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する」ため、以下の「事務事業編」と「区域施策編」の二つの、地球温暖化対策に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定することが求められます。

このうち、「事務事業編」について、今回、別添案のとおり策定しようとするものです。

地方公共団体 実行計画	地球温暖化対策推進実行計画 （事務事業編）	市役所自らの事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画。市は策定義務付け。
	地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）	市全体の温室効果ガス排出量の削減等の施策に関する計画。令和5年度に改定予定。市は策定努力義務。

本市の地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）は、環境基本条例に基づき、第7次総合計画の個別計画として策定された第2期環境基本計画に基づく、地球温暖化対策の計画です。また、地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法に基づき、政府実行計画に準じて取り組むものとされています。

### 2 案の概要

#### (1) 背景

##### ① 国の動向

国は、令和2（2020）年10月に令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和3（2021）年10月に、政府機関の事務事業により発生する温室効果ガスについて、令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度を基準として50%削減することを目標とした「政府実行計画」を策定しました。

##### ② 本市のこれまでの取組

平成28（2016）年度には第3期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）を制定し、地球温暖化対策に関する取組を進め、市役所自身の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。

また、令和3（2021）年12月27日にはゼロカーボンシティ宣言を行う予定です。

#### (2) 前計画「第3期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」の総括について

##### ① 前計画の目標と結果

令和2（2020）年度までに本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を平成26（2014）年度比で5%（836,232kg-CO<sub>2</sub>）削減することを目標とし、実績は、15.9%（2,634,898kg-CO<sub>2</sub>）の削減となり、目標を大きく上回る結果となりました。

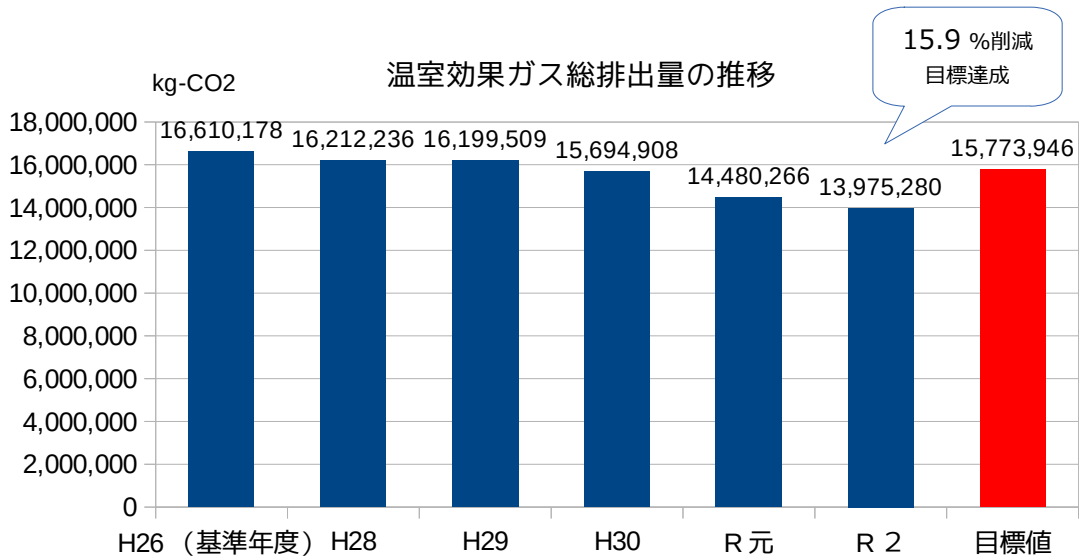
##### ② 前計画の部門別目標と達成状況

前計画では下表のとおり部門別に目標設定をしていました。

【部門別温室効果ガス排出量の目標達成状況】

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

項目	基準値 (H26年度実績)	目標値	目標削減率	実績値 (R2年度実績)	実績削減率	目標達成状況
事務部門	1,387,007	1,138,124	17.9%	1,282,626	7.5%	未達成
事業部門	6,545,023	6,837,493	△4.5%	5,882,773	10.1%	達成
市民利用部門	8,678,148	7,798,329	10.1%	6,809,881	21.5%	達成
合計	16,610,178	15,773,946	5.0%	13,975,280	15.9%	達成



【取組と結果】

部門	部門の対象	取組と結果
事務部門	本庁舎など、主に職員が通常のオフィス活動を行う施設の温室効果ガス排出が対象	部門としての目標は達成できなかった。 要因は、令和2（2020）年度より新たに追手町第二庁舎が本市の管理施設となったこと、豪雪により空調設備や融雪設備の使用が増えたことなど。一方、ボイラーの電化や省エネは進み、一定の削減は実現した。
事業部門	下水関係施設や学校給食センターなど、主に市民サービス事業に供される施設の温室効果ガス排出が対象	目標を大きく上回る結果となった。 要因は、下水浄化工場での高効率散気板の導入によって電気使用量の大幅な削減を達成したことなど。
市民利用部門	公民館や小中学校など、主に市民の利用に供される施設温室効果ガス排出が対象	目標を大きく上回る結果となった。 要因は、全ての小中学校へエアコンを導入したことにより、化石燃料の使用量が大きく減少したことなど。

③ 第4期計画に向けて

これまでの取組を踏まえつつ、令和3（2021）年12月27日に行う予定のゼロカーボンシティ宣言の趣旨や、国の政府実行計画に準じて、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた目標や取組を設定します。なお、市民・事業者・国・県・他の自治体などとも一体となった地球温暖化対策を推進する観点から、第4期計画においては、市民や事業者の方などが内容を理解しやすく、国や他市、民間事業所との比較もしやすいものとしします。

(3) 第4期計画の基本的事項

① 目標 政府実行計画に準じて以下のとおりとします。

会津若松市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で50%削減することを目標とする。

② 計画の期間と基準年度

計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
基準年度	平成25（2013）年度

※計画期間中である令和8(2026)年度において、本計画がより実効性の高いものとなるよう、市の関連計画等との整合や、国・県等の動向を踏まえながら、取組成果の検証等を行い見直します。また、環境・エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

(4) 第4期計画の取組

① エネルギー種別毎の削減目標

エネルギー種別によって、排出量や利用方法、取り組むべきことも異なるため、エネルギー種別毎に削減目標及び取組を設定します。

エネルギー種別	取り組むべき内容	①平成25年度 (2013年度) (基準年度) (kg-CO <sub>2</sub> )	④令和12年度 (2030年度) (最終目標年度) (kg-CO <sub>2</sub> )	目標削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標削減率 (%)
電気	省エネルギーを図る。 再生可能エネルギー電力を使用する。	11,767,520	4,976,211	6,791,309	57.7
灯油	省エネルギーを図る。 電気を用いる設備へと 転換する。	3,310,238	1,939,872	1,370,366	41.4
A重油		904,276	274,714	629,562	69.6
都市ガス		436,651	285,835	150,816	34.5
液化石油ガス		461,909	370,962	90,947	19.7
ガソリン	可能な限り電動車へ転換する。	203,545	7,770	195,775	96.2
軽油		199,517	111,871	87,646	43.9
天然ガス	台数の適正化を図る。	835	0	835	100.0
メタン、 一酸化二窒素	集落排水処理施設や浄化槽の整備等による排出量増加を想定。 排出を抑制する取組が可能になった段階で、改めて検討。	806,782	1,078,401	-271,619	-33.7
合計		18,091,273	9,045,636	9,045,637	50.0

② 具体的な取組内容について

分類	取組	内容
重点的な取組	可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換する	電気エネルギーを用いる設備へ転換する。
		電動車を導入する。
	より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図る	LED照明を導入する。
		建築物における省エネルギー対策を徹底する。 設備更新・改修に向けた取組を行う。 施設・設備の適切な運用管理と運用改善の取組を行う。
再生可能エネルギーの最大限の導入をする	再生可能エネルギー電力調達を推進する。	
	太陽光発電を最大限導入する。	
職員の行動による取組	省エネルギー・省資源の取組を推進する	職員の行動について、環境マネジメントシステムの手法により徹底する。
		公共施設を利用する方について、意識啓発を行う。
		小・中学校の児童・生徒について、意識啓発を行う。
	ワークライフバランスの確保	温室効果ガスの排出削減につながる効率的な職員の勤務を推進する。
ごみの3R+Renewableを推進	リデュース・リユース・リサイクルの推進、プラスチック問題に代表される環境・ごみ問題等に関する相互理解の推進などにより、廃棄物の焼却や運搬量を減らし、これらに由来する温室効果ガス排出を削減する。	

③ 推進体制

・ 全庁的な推進体制

部長級で構成する「環境管理委員会」、委員会に含まれる関係所属長で構成する「幹事会」、関係所属の担当職員による「担当者会議」により、全庁一体の意思決定と認識の共有を図っていきます。

・ 進行管理の流れ

本計画からの新たな取組として、年度ごとに、各所属における取組と目標を規定した「実施計画」を環境管理委員会での審議を通じて定めることとします。また、全庁一体の進行管理においても、環境管理委員会事務局である市民部環境生活課が中心となり、周知や研修、各所属における取組の状況の把握等を行います。

これらを通じたPDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。

④ 公表

本計画の進捗状況について適宜市政だよりやホームページ等により市民に公表します。